

区役所からの
お知らせ

**介護保険利用者
負担限度額認定等の更新について**

介護保険の各種利用者負担の軽減をうける場合の確認証の有効期限は7月31日(日)までとなっています。引き続き、各種利用者負担の軽減を希望される場合は、6月30日(木)までに更新申請を行ってください。更新申請が必要な申請は次のとおりです。

- 負担限度額認定
 - 利用者負担額減額・免除認定(旧措置入所者)
 - 特定負担限度額認定
 - 高額介護サービス費受領委任払承認
 - 社会福祉法人等による利用者負担軽減
 - 境界層措置 ●訪問介護等利用者負担額減額認定
- 負担限度額認定における審査判定が一部変更になります**

平成28年8月から、負担限度額認定における利用者負担段階2段階適用の要件に非課税年金収入額も考慮することになりました。非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されておられる方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付してください。このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階 10番
☎6915-9859

国民健康保険の「喪失」「加入」届出をお忘れなく

国民健康保険から勤務先等の健康保険に加入したとき(国民健康保険の資格喪失)や、勤務先等の健康保険を止めたとき(国民健康保険への加入)は、事実の発生したときから14日以内の届出が必要です。自動的に保険資格の「喪失」や「加入」が完了することはありませんので、ご注意ください。
※「加入」手続きが遅れた場合は、最長2年間にさかのぼって保険料を納めていただくことになります。
※「喪失」手続きが遅れた場合は、継続して保険料がかかります。

平成28年度 国民健康保険料が決まりました

国民健康保険料については、次の表により計算した合計額が「年間保険料」となります。
【最高限度額=年額89万円】

	平成28年度 国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	32,850円	11,541円	9,551円
均等割保険料 (×被保険者数)	被保険者数 ×20,118円	被保険者数 ×7,068円	介護保険第2号被保険者数 ×8,020円
所得割保険料 (所得に応じて)	被保険者(介護保険第2号被保険者)ごとに 平成27年中総所得金額 -33万円		
	8.00%	2.82%	2.50%
最高限度額	54万円	19万円	16万円

※介護保険料は、介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)がおられる世帯のみにかかります。

国民健康保険料決定通知書を6月中旬に郵送します

平成27年(1月1日~12月31日)中の所得を基に、今年度の保険料を決定し、今月中旬に区役所窓口サービス課(保険年金)から世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

平成27年の所得申告をされていない場合、保険料が上がることがあります。申告をお忘れの方は、京橋市税事務所もしくは城東税務署にて、お早めにご手続きをお願いします。

なお、所得が少ない等の事由で、税申告の必要がない方につきましては下記窓口で、「簡易申告」をしてください。

※年金所得のみの世帯の方につきましては、「簡易申告」は不要です。

問合せ窓口サービス課(保険年金) 3階 31番 ☎6915-9956

各種無料相談 6月

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (毎月第2・4金曜日) <small>予約制</small>	6月10日(金)・24日(金) 13時~17時	当日9時~電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順) 時間の指定はできません。 【1人30分以内】	鶴見区役所3階
② 日曜法律相談 <small>予約制</small>	6月26日(日) 9時30分~13時30分	6月23日(木)・24日(金) 9時30分~12時に電話にて(専用☎6208-8805) ※16名(先着順)【1人30分以内】	都島区役所 浪速区役所
③ 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) (毎月第3水曜日)	6月15日(水) 13時~16時	当日会場にて12時50分より受付。 ※8名(先着順)【1人45分以内】 ※当日12時50分の時点で、3名以上の場合は抽選	鶴見区役所3階
④ 経営相談 <small>予約制</small>	随時 (相談日は調整)	相談を希望する日の7日前(土日祝を除く)までに電話にて。【1人60分以内】	
⑤ 就労相談 <small>一部予約制</small> ※仕事の紹介・あっせんは行っていません。(毎月第1水曜日)	6月1日(水) 13時30分~17時 ※次回は7月6日(水)	当日会場にて13時20分~15時30分まで受付。 ※5名(先着順)【1人30分以内】 【16~17時は事前予約制】 当日11時までに大阪市地域就労支援センターへ電話にて(専用☎0120-939-783) ※2名(先着順)	鶴見区役所2階
⑥ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	6月8日(水) 14時~16時	当日会場にて受付。	鶴見区役所1階
⑦ ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	6月21日(火) 14時~16時	当日会場にて受付。	
⑧ 人権相談 <small>一部予約制</small>	平日 9時~21時 土・日・祝 9時~17時30分	大阪市人権啓発・相談センターの専門相談員による電話での無料相談。(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は事前予約制】 上記専用番号までご予約ください。	

- 問合せ ①③④⑤……魅力創造課(広報戦略) ☎6915-9683
②……大阪市総合コールセンター「なにわコール」 ☎4301-7285 ☎6644-4894
⑥……鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 ☎6913-6804
⑦……城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674
⑧……地域活動支援課(こども・教育) ☎6915-9734

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

児童手当 現況届の提出について

現在、児童手当を受給している方に「現況届」をお送りしますので、必要事項をご記入いただき、6月中に下記までご提出ください。また、添付書類が必要な方には、現況届に記載していますので、現況届とあわせてご提出をお願いします。

現況届を提出されない場合は、平成28年10月以降に支給される手当が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 1階 12番
☎6915-9107

**区内にある12の小学校の
児童にお花が贈られました!**

4月11日(月)、「(株)なにわ花いちば」のみなさんより、区内にある12の小学校の児童にお花が贈られました。贈られた花は、色とりどりのアストロメリアやカーネーションで、お花の贈呈は、今年で10年目となります。また、長野県より生産者の方や、(株)大阪つるみフラワーセンターの方にもお越しいただいての贈呈式が行われました。

お花を通じて元気に成長し、家族とともに世話をしたいと話してくださいました。



平成28年度 広告募集中!

本紙「広報つるみ」のほか、つるみっ子だより、区役所ホームページ、広報板の広告を募集しています。詳しくは、鶴見区役所ホームページをご覧ください。お問合せください。

大阪市鶴見区 広告募集 検索



問合せ魅力創造課(広報戦略) 4階 43番 ☎6915-9683